

2019年10月12日

## T I A定義について

一般社団法人日本脳卒中学会  
理事長 宮本 享

**TIAの定義**を以下のように定めます。

局所脳または網膜の虚血に起因する神経機能障害の一過性のエピソードであり、急性梗塞の所見がないもの。神経機能障害のエピソードは、長くとも24時間以内に消失すること。

※画像上、梗塞巣のある TIA という概念は存在しなくなります。

### 〈解説〉

永らく一過性脳虚血発作 (transient ischemic attack : TIA) は、画像診断等で梗塞巣が確認されたとしても、臨床症候が24時間以内に消失すればTIAと診断 (いわゆるtime-based definition) されてきましたが、米国 (2009年) をはじめ、WHO (世界保健機関) の国際疾病分類 (ICD-11、2018年) においてもTIA は梗塞巣を有してはならないというtissue-based definitionが世界のコンセンサスとなっております。Time-based definitionでは存在し得た「梗塞巣のあるTIA」という概念はなくなりましたので、日本脳卒中学会が求める年次報告 (教育施設、脳卒中センター) 等においてTIAの取扱数等を報告する際には、急性梗塞巣のあるものは、脳梗塞と診断して報告するようご注意ください。

米国AHA/ASA (2009年) では、TIAを “transient episode of neurological dysfunction caused by focal brain, spinal cord, or retinal ischemia, without acute infarction” (局所脳、脊髄または網膜の虚血に起因する神経機能障害の一過性のエピソードであり、急性梗塞巣を呈さないもの) と定義し、脊髄虚血を含めていますが、脊髄の一過性虚血を臨床診断とすることはきわめて稀であることに加え、TIAの日本語名が一過性脳虚血発作と脳に限って用いられてきたこと、また国際疾病分類 (ICD-11) でも脊髄虚血はTIAにも脳梗塞にも含まれていないことから、脊髄の一過性虚血はTIAに含まないものとし、上記の定義に従ってご報告ください。

また TIA は脳血管障害 (cerebrovascular diseases) の一型ではありますが、上記のように TIA は脳梗塞巣を呈さないものと定義されますので、脳梗塞、脳出血、くも膜下出血の3疾患からなる脳卒中 (stroke) には含まれません。

※本定義については、脳卒中医療向上・社会保険委員会 TIA プロジェクトチームの議論を踏まえ、同委員会および理事会で承認されたものです。